

生徒心得

まえがき

人は集団の中で生活している限り、その機能を円滑に生かすためには最小限のルールを必要とする。その規定は集団を高め、集団の中における個人の存立と自由を保障するものである。お互いゆずり合い、認め合い、気持ちの良い生活をめざそう。

1. 日常生活について

- (1) 本校生徒として生徒会・ホームルーム活動・部活動には積極的に参加する。
- (2) 親しき仲にも礼儀を忘れず、先生はもちろん生徒同士の間でも挨拶をかわし、来校者にも親切ていねいな態度で応対する。
- (3) 校舎内外の清掃美化に心掛け、各自の責任は誠意をもってはたす。
- (4) 無断で欠席・遅刻・欠課・早退・外出をしない。
- (5) 飲酒・喫煙・暴力・かけごと・不健全な娯楽場への出入りなど高校生として好ましくない行為は禁止する。
- (6) 生徒相互の金品の貸借・売買は慎む。
- (7) 校舎内外の施設・設備は大切に扱い、破損・紛失した場合はただちに申し出る。
- (8) アルバイトは原則として許可していない。ただし、経済的理由がありかつ学業に支障がないと認められる場合は許可する。

2. 服装について

- (1) 服装は学校指定の制服とする。制服を加工しない。ベルト・靴下、靴等は制服に合ったものを着用するのが望ましい。
- (2) 更衣の時期は特に定めない。
- (3) 防寒具（コート等）は、冬期に使用を許可する。
- (4) 登下校は必ず制服を着用する。ただし休日に部活動のために登校する場合は部活動着も可とする。
- (5) 頭髪については、清潔感のある髪型とし、パーマ・染色・脱色を禁止する。また、巻き髪やワックスはしない。
- (6) 装身具類は身につけない。（ピアス・化粧・マニキュア・カラーコンタクト等）

3. 所持品について

- (1) カバンは高校生らしく授業用具の入るものとする。
- (2) 所持品は記名し保管に注意する。
- (3) 不必要な金銭や貴重品及び学校生活に直接関係のない物品は持参しない。もし必要があって金銭などを持参する場合は身辺から離さないようにしたり、ロッカーを使用したりするなど、自己管理につとめる。
- (4) 校舎内では所定のスリッパを用いる。

(5) 携帯電話（スマートフォン）について

学校へ携帯電話を持ってくる場合は以下の使用規定、使用心得を正しく守る。

携帯電話使用規定

- ・始業から終業の間は電源を切ってロッカーで保管し、所持・および使用はしない。始業前、始業後は使用してよいが周囲の迷惑にならないようマナーを守って使用すること。
- ・考査の日は、朝のＳＴ時に廊下の専用ロッカーに預ける。その際必ず電源を切り、ロッカーに入れておくこと。考査中の所持や使用は不正行為になる。

携帯電話使用心得

- ・校外で使用する場合、場所をわきまえ、周りの迷惑にならないよう使用する。又、歩行中や自転車乗車中は使用しない。
- ・常に情報モラルを意識する。特に、トラブルの原因にもなるためＳＮＳの不適切な利用はしないこと。

その他

- ・タブレットは学習目的以外に使用しない。

(6) ロッカー使用について

- ・ロッカーには必ず鍵をかける（南京錠は各自で用意する）。
- ・教材は毎日持ち帰ることが望ましいが、持ち帰れないものについてはロッカーに保管する。ただし、長期休業中はロッカーの中は空にしておくこと。
- ・ロッカー内の所持品については記名をするなどして盗難防止に努める。

4. 紛失物などについて

- (1) 紛失物や拾得物があった場合は直ちに生徒指導部へ届出る。
- (2) 部活動時の貴重品は部室や活動場所で管理し、教室・共用更衣室などに置かない。

5. 諸届について

- (1) 住所や身上などに異動があった場合は速やかに担任に申し出る。
- (2) 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引などは必ず学校に連絡をすること。出席停止となるような感染症の場合は所定の用紙に必要事項を記入し提出する。その場合、事前に連絡が可能であれば、所定の用紙に事由を記入して届出る。
ラーケーションの利用を希望する場合は取得日の一週間前までに担任へ届出る。

(3) 入室許可証について

ア. 始業後遅刻した生徒は教室に入る時必ずこれを教科担任に提出するものとする。放課中に到着した生徒は次時の教科担任に提出する。

イ. 手続きについて

- (ア) 遅刻した者は必ず職員室に立ち寄り、備え付けてあるカードに遅刻理由などを記入し先生に許可印をもらう。
- (イ) 教室へ入る時にこのカードを教科担任へ提出する。
- (ウ) 2回目以降は同じカードを使用する。

(4) 忌引は次の規定による。

父母 7 日、祖父母 3 日、兄弟姉妹 3 日、おじ・おば 1 日、曾祖父母 1 日、甥姪 1 日、父母の忌明け法要と一年忌 1 日。ただし、泊を伴う場合等はこの限りではない。

(5) 学割を利用する場合は 1 週間前までに担任を経て、旅行届と学生割引証交付願を生徒指導部に届出る。

(6) 校内での掲示物はその掲示前に生徒指導部に届出る。期間終了後の掲示物は責任をもって撤去する。

6. 交通安全について

(1) 免許の取得について

原付自転車、自動二輪車、自動車などの免許取得、及びこれらの車を所有すること、運転すること、みだりに他人の車に乗せてもらうことを禁止する。ただし、例外として、第 3 学年の自動車学校入校を 2 月 16 日以後、授業に支障のない場合に限り認める。(ただし、免許証の取得は卒業式以降とする。)

(2) 万一交通事故の加害者、被害者となった時には速やかに届出て、交通事故報告書を記入し、担任に提出する。

(3) 自転車安全利用について

- ・交通法規・マナーを守って走行する。
- ・自転車は各自の責任で点検・整備をする。
- ・自転車乗車中はヘルメットを着用することを推奨する。
- ・自転車乗車中はながら運転（イヤホン利用等）をしない。
- ・盗難防止のため、防犯登録をし、駐輪するときは鍵を 2 か所にかける。

7. 台風・地震などの扱いについて

(1) 登校する以前に、名古屋地方気象台から尾張東部（名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町のいずれか）に暴風警報が発表されている場合。また、大雨、氾濫、土砂災害、高潮に関する避難情報の 5 段階の警戒レベルがレベル 4（危険警報）以上の場合は暴風警報と同じ扱いとする。

ア 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

イ 始業時刻 2 時間前から午前 11 時までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経て授業を始める。

ウ 午前 11 時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記ア、イの場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、その旨を学校へ連絡の上、登校しなくてよい。

エ 上記に限らず、居住地の市町村に暴風警報が発表されている場合は、該当する生徒に限り登校しなくてよい。ただし、その旨を必ず学校に連絡する。

(2) 登校後、暴風警報が発令された場合は、学校の指示に従う。

(3) 特別警報について

ア 登校する以前に、名古屋地方気象台から尾張東部（名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町のいずれか）に特別警報が発表された場合は、解除をされても授業を行わずその日は休校とする。

イ 登校後に尾張東部のいずれかに特別警報が発表された場合は、解除されてもその日は授業を中止する。又、状況に応じて校内に待機させたり、保護者への引き渡しを行う。

(4) Jアラートの緊急情報について

ア 登校前にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合は、自宅待機とする。その後、「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」や「日本の領海外に出たとの情報」が発信された場合は、自宅待機は解除となるので、速やかに登校する。

なお、「日本の領土・領海内へ落下したとの情報」がJアラートにより愛知県に発信された場合は、自宅待機を継続する。

イ 在校中にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合は、学校活動を中断する。その後、「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」や「日本の領海外に出たとの情報」が発信された場合は、学校活動を再開する。

なお、「日本の領土・領海内へ落下したとの情報」がJアラートにより愛知県に発信された場合は、安全確認ができるまで校内の安全な場所で待機する。安全確認ができ次第、学校活動の継続等を行う。

(5) 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合は、原則として授業等を行う。

※ 情報内容及びその対応については、今後変更の可能性がある。

(6) 大規模地震発生時の対応について

① 大規模地震が発生した場合は、授業・学校行事は行わないので、在宅時は登校しない。

② 登下校時に大規模地震が発生した場合は、以下の行動をとる。

ア 地震の揺れを感じたら

・周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。

・バッグなどで頭を守る。

(ア)屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖、山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意し、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。

(イ)自転車に乗っていたらすぐに降りる。

(ウ)橋や歩道の上にいる時は、動けるなら早く渡りきる。

(エ)バス・電車に乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。座っている時は、手すりや座席にしっかりつかまる。立っている時は、手すりなどにつかまるか、つかまれないときはしゃがむ。

※大規模な災害時は「むやみに移動を開始しないこと」が重要です。最寄りの安全な場所に移動したら、まずは混乱が収まるまで待機しましょう。「遠くの自宅より近くで待機」です。

イ 地震の揺れがおさまったら

- ・崖や山崩れの恐れがある場所、河川、海岸からできるだけ離れ、高台に避難する。
- ・徒歩や自転車を使用している場合は最寄りの避難場所に行く。
- ・公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- ・避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

8. 「生徒心得」の見直しの手続き

- (1) 生徒会は、生徒心得について、生徒の意見を生徒議会でまとめ承認を得た後、見直しを求めることができる。
- (2) 校長は、前項の求めがあったとき、または、生徒心得の見直しが必要と判断したときは、生徒や保護者等の意見を聴き、職員会議でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者等の意見、職員会議での議論、スクール・ポリシー等を踏まえ、生徒心得の見直しについて決定する。